

I. 定性的な開示事項 (平成24年3月期、平成25年3月期)

●自己資本調達手段の概要

平成24年3月期

自己資本調達手段		摘要
普通株式	22百万株	完全議決権株式
期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・分割禁止特約付)	800百万円	

平成25年3月期

自己資本調達手段		摘要
普通株式	22百万株	完全議決権株式
期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・分割禁止特約付)	800百万円	

●銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自己資本規制上の自己資本額を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、自己資本比率、Tier 1 比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めています。

●信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、銀行全体のポートフォリオ管理により信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者ごとに財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に評価を行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等をリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、信用リスク管理所管部の融資統括部が、業種集中度合や大口集中度合等のリスクの状況を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しており、行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、統合リスク管理部署である総合企画部は、融資統括部が計測した信用リスク量の他、定性的評価等をモニタリングし、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。
自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行っています。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

エクスパートジャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当行では、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社 日本格付研究所（JCR）及び株式会社 格付投資情報センター（R&I）ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）の4社の「依頼格付」を使用しています。

なお、エクスパートジャーごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をい

バーゼル（第3の柱）に基づく開示事項

（コラボライアンス）リスク管理

めび小企業の取組みの活性化の改善

事業の概況

の主要な業務

組織図一覧・

従業員の状況・財務諸表

損益の状況 営業の状況

各種経営指標

基づく3つの柱に基づく開示事項に

関する開示事項

一店舗・ATM

ただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金等及び国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形、不動産等がありますが、不動産担保が大半を占めています。保証では、公的信用保証機関の保証、金融機関の保証、複数の金融機関が共同して設立した信用保証会社の保証、地方公共団体と金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証等があります。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「事務取扱規程」等の行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規定を定めています。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保としては自行預金などが主なもので、適格保証としては県信用保証協会や保証会社による保証が主となっています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、選択権付債券売買取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引における取引相手は、適格格付機関による高格付の銀行・第一種金融商品取引業者に限定しております。信用リスクにおいては、極力抑制しております。

●証券化工クスポート・リスクリスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行は、投資家として証券化商品への投資を行っております。証券化工クスポート・リスクリスクは、信用リスク、流動性リスク及び市場リスクであり、リスク管理につきましては、所管部である資金証券部において、定期的に時価評価を行い、その状況について、ALM委員会、リスク管理委員会及び取締役会へ報告しております。

ロ. 証券化工クスポート・リスクリスクの額の算出に使用する方式の名称

当行では、「標準的手法」により証券化工クスポート・リスクリスクの額を算出しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

金融商品会計基準に従い、それぞれの金融資産について規定された会計処理を行っております。

二. 証券化工クスポート・リスクリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

証券化工クスポート・リスクリスク・ウェイトの判定には、株式会社 日本格付研究所（JCR）及び株式会社 格付投資情報センター（R&I）、ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）の4社の「依頼格付」を使用しています。

なお、エクスポート・リスクリスクの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●マーケット・リスクリスクに関する事項

該当ありません。

●オペレーショナル・リスクリスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクリスクとは、銀行業務全般に関わるリスクの内、信用リスク、流動性リスク、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等）を除く、事務リスク、システムリスク、レビューションリスク、イベントリスク等としています。

当行では、オペレーショナル・リスクリスクに関する「オペレーショナル・リスクリスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスクリスク管理基準」を策定し適正なリスクリスク管理の把握に取り組んでおります。

また、個別リスクとして、「事務リスク、システムリスク、レビューションリスク、イベントリスクの管理方針・管理基準」を定め、オペレーショナル・リスクリスクの統括部署を総合企画部として、各リスクリスク管理所管部署からのオペレーショナル・リスクリスクに関する報告を取り纏め、オペレーショナル・リスクリスクの現状把握と適切な管理を行い、将来の計量化に向けたデータの蓄積に努めております。

総合企画部では各リスクリスク管理所管部署からのオペレーショナル・リスクリスクに関する報告により把握したオペレーショナル・リスクリスクについて、定期的に、リスク管理委員会において報告を行い、更に取締役会へ報告を行っております。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益を著しく阻害する恐れのある重要事項については、リスク管理委員会において報告・付議を行い、リスク削減等の対応策について検討・決定を行っております。

□．オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

●銀行勘定における銀行法施行令第4条第4項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、リスク管理の所管部である資金証券部において、定期的にリスクを評価し、その状況について、ALM委員会、リスク管理委員会、及び取締役会への報告を行っております。

リスク評価の方法としては、上場株式につきましては、時価評価及びバリュー・アット・リスク（VaR）によりリスク量を計測し、リスク量の変動の状況をモニタリングしております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ．リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理するリスクの一つに市場リスクがあります。市場リスクとは、金利、為替、株式の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、保有する資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主に金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、資金証券部を所管部として市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には計量可能な市場リスクについてはリスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析等を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

また、資金証券部及び総合企画部は、市場リスクが当行の自己資本に与える影響など、毎月、ALM委員会等において報告を行うとともに、リスク管理委員会及び取締役会に報告を行っています。

□．銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、バリュー・アット・リスク（VaR）^(注1)やベース・ポイント・バリュー（BPV）^(注2)などの計測手法を用いて、計量しております。

その他、収益シミュレーション分析を行い、金利変動による期間収益への影響額等の把握を行っております。

(注1) VaR…特定の期間にある程度の確率で発生すると想定される最大損失

(注2) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化